

監 査 委 員

京都府監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年 6月 6日

京都府監査委員 田 坂 幾 太
同 小 巻 實 司
同 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
村尾 慎哉	大津市仰木の里東 6丁目 8の10
谷口 貢	京都市左京区上高野奥小森町16番地の9
堀田喜代司	京都市上京区大宮通寺之内上る 2丁目西入社横町283の1
津田 穂積	草津市野村 1丁目26番11号 パステルエイト 202
赤井 伸郎	神戸市垂水区青山台 1の18の1
中野 雄介	京都市北区上賀茂高縄手町52の1
日根野 健	京都市右京区西院乾町57 トリイブラザビル 506号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年 6月 6日から平成21年 3月31日まで

20年監査公表第10号

平成18年度、平成17年度及び平成16年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭

和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 6月 6日

京都府監査委員 田 坂 幾 太
同 小 巻 實 司
同 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也

平成18年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 公営3企業の経営管理の是非と将来の姿について

(1) 水道事業における効率的な資金運用について

(監査の結果)

多額の借入負債を抱えている現状から、手元流動資金を最大限企業債の返済あるいは企業債発行の縮減に充て、資本費負担の軽減を図る必要がある。

多額の借入負債の存在は、結果として料金に反映されるものであり、縮減に向けて経営努力すべき。

(措置の内容)

平成19年度において、手元流動資金を活用して独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還を行った。平成20年度以降も引き続き実施していく。

(2) 企業局（公営企業関係）の将来の姿について

(監査の結果)

公営3企業において、指定管理者制度や包括民間委託の導入、事業譲渡が進展すれば、企業局が所管する業務は大幅に縮小することが予想される。他部局との統合等も視野に入れて、それに見合った組織体制を検討すべき。

(措置の内容)

組織再編に伴い、企業局は廃止し、平成20年度から「文化環境部」において業務を担当する。

第2 北近畿タンゴ鉄道株式会社の現状における問題点と将来のあり方について

(1) 固定資産税の実地たな卸しについて

(監査の結果)

現物の状況と固定資産台帳との照合を毎期行うことが必要であり、KTRの経理規程でも定められているが、近年は未実施であり早急な実施が必要である。

(措置の内容)

固定資産の実地たな卸しについては、平成18年度から実施した。

(2) 定款の見直しについて

(監査の結果)

KTRの定款は平成15年6月30日以来変更がされていないが、会社法の施行などにより変更等が必要な箇所もあり、見直しが急務である。

(措置の内容)

平成19年6月の定時株主総会において、会社法の施行に伴う必要事項等について定款変更を行った。

(3) 財務内容等の積極的開示について

(監査の結果)

補助が行われている以上、積極的な財務内容の開示を行うべきである。

(措置の内容)

官報掲載に加え、平成19年9月からホームページに掲載した。

(4) 中長期経営計画の策定について

(監査の結果)

会社の方向性と将来像を具体化することによって、現状の課題を明確化するとともに、解決のための具体的な施策を提示する必要がある。

(措置の内容)

平成19年6月に具体的施策を盛り込んだ「KTR経営活性化(再生)5カ年計画」を策定した。

(5) 本社の移転について

(監査の結果)

沿線自治体との緊密な関係を構築するため、またコスト削減のために本社の移転を検討すべき。

(措置の内容)

平成19年9月に京都市から福知山市へ移転した。

(6) 一部車両の廃車について

(監査の結果)

MF型車両は老朽化してきているが、全6車両をリニューアルするのは難しいので、車両運用を効率化し、1～2両程度は思い切って廃車とする必要がある。

(措置の内容)

平成19年3月のダイヤ改正で、車両の運用を効率化し、MF車両を5両で運用できるようにした。

(7) 車両運用の見直しについて

(監査の結果)

1日の回送距離が700キロメートルにも及ぶため、一部を営業列車に振り替えるなど削減に努めるべき。

(措置の内容)

平成19年3月のダイヤ改正により、効率的な車両運用を図り、回送距離を半分に削減した。

(8) 車両に対する更新投資について

(監査の結果)

保有車両のうち、新製後すでに20年近くが経過するKTR型車両について、今後のリニューアル計画を明確にし、更新投資計画を策定する必要がある。

(措置の内容)

平成19年6月策定の「KTR経営活性化(再生)5カ年計画」において、設備投資計画を明確化した。

(9) 乗務員の養成と確保について

(監査の結果)

乗務員の半数以上が59歳以上であり、5年後には乗務員の数が半減するため、現状の乗務員数を維持するには、今後25名の乗務員を採用し養成する必要がある。養成期間を考慮すると直ちに運転士を採用し養成に着手する必要がある。

(措置の内容)

平成18年度以降、計画的に乗務員等の新規採用を開始し、平成18年度に7人、平成19年度に7人の新規採用を計画的に行った。

(10) 運輸外収入の獲得について

(監査の結果)

運輸外収入の代表は広告料収入であり、スポンサーの獲得に対して積極的な努力を払うべきである。

(措置の内容)

平成19年11月から特急車両の車体に企業広告の掲載を始めるなど、広告料収入の拡大を図った。

(11) イベント列車等の企画について

(監査の結果)

「タンゴ悠遊号」のような企画を観光客誘致という観点からも積極的に取り組んでいくことが期待される。

(措置の内容)

観光関連団体や沿線集客施設等と連携し、大江山の秋の満喫ツアーなど、季節にあったタイムリーな企画列車等を実施した。また、更なる観光客誘致を図るため、平成20年3月のダイヤ改正で「タンゴ悠遊号」の増発と平日運行の「快速タンゴ浪漫号」を新設した。

(12) マイレール意識の高揚について

(監査の結果)

地元のマイレール意識を高揚させるための取組が求められる。「乗って残そう」ではなく、「乗らなければなくなってしまう」との危機感を醸成する必要がある。

(措置の内容)

沿線市町と連携し、住民向け広報紙やパンフレット等で、KTRの厳しい現状を訴え、利用促進に向けマイレール意識の醸成を図った。

(13) サポーターズクラブの更なる進化について

(監査の結果)

有効期間が設けられている会員制度の成否はリピーターの確保につける。更なる会員の獲得に向けた創意と工夫、さらには努力が求められる。

(措置の内容)

新たに3年会員と家族会員制度を設け、更に会員参加型の事業を実施するなど会員獲得を図った。

平成17年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 府税の賦課徴収に関する事務の執行について

(1) 個人住民税徴収率向上策について

(監査の結果)

京都市以外の府内市町村と積極的に直接徴収の合意を行い、戸別訪問や財産調査を実施し、場合によっては差し押さえに踏み切るなどの毅然とした対応が必要である。

(措置の内容)

平成19年8月から府と市町村職員を相互に併任発令し、共同で滞納整理を行ったところ平成20年3月

31日現在で約 1 億6,700万円を徴収した。

また、不動産公売についても 3月 4日に合同公売で 1 件が成立した。

(2) 自動車税滞納者に対する自動車差し押さえについて

(監査の結果)

悪質滞納者に対しては、自動車自体の差し押さえを積極的に実施すべきである。

(措置の内容)

平成19年度においては、平成20年 3月31日時点で 328台の車両を差し押さえ、うち 3 台の公売を実施した。

(3) 専門教育の実施 - 税務スペシャリストの育成について

(監査の結果)

税務スペシャリストを育成するため、継続的かつ体系的な教育研修プログラムが用意され、その的確な運用により、税務職員としての「使命と職責」が再確認される必要がある。

(措置の内容)

実務能力や職員の習熟度に応じた研修計画を新たに策定し、外形標準課税実地調査研修などスキルアップを図る新たな研修等を平成18年度から実施した。

(4) 法人二税に関する課税客体の捕捉 - 分割支店法人について

(監査の結果)

法人二税に関する事務所等の正しい理解を周知徹底する必要がある。

また、支店登記をしていない分割支店のうち、未登録となっている分割支店を捕捉するなど新たな納税者の把握に注力する必要がある。

(措置の内容)

事務所等の定義に関する啓発チラシを府内の全税理士に送付するとともに、府ホームページ及び府税のしおりに掲載し周知を行った。

また、「不動産取得税データベース」を活用し、未登録法人の捕捉を行うとともに、新たに大規模商業施設内のテナント法人に対する調査も実施した。

平成16年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第 1 京都府農業補助金

(監査の結果)

中山間地域等直接支払交付金事業の使用に関する方向づけや積立・繰越金の使途に関するルール作りが必要である。

(措置の内容)

平成19年 5月に京都府農林水産部長通知として「中山間地域等直接支払交付金の適正な管理の徹底について」を発出し、市町村が適正な使途確認を行うためのルールづくりを行った。